

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぱう

平成23年
(2011年) 5月25日

第1797号

毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

本会が地方公務員制度で意見

労働基本権の在り方について考え方を示す

総務省が開催した「地方公務員の労働基本権の在り方に係る関係者からの意見を伺う場」に対し5月11日、本会は意見を提出した。

本会が提出した意見の題名は「地方公務員の労働基本権の在り方に関する考え方」↓下掲。この意見を提出するに至った背景には、政府の国家公務員制度改革推進本部(本部長≡菅直人・総理大臣)が4月5日、「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について」を取りまとめたことにある。

政府は、国家公務員制度改革基本法に基づき改革を進めることとしており、基本法施行後3年以内を目的に必要な法上の措置を講じることとしている。「基本法施行後3年以内」とはリミットが本年6月に該当するため、政府は今通常国会へ関連法案の提出を目指している。「全体像」の策定は法案提出に向け、写真を提示したものだ。

「全体像」に掲げた施策の目玉は、人事院勧告の廃止、労使交渉による国家公務員給与決定の仕組みづくり。しかし、このほか「全体像」には

「II改革の具体的措置」のうち「1 自律的労使関係制度の措置(各論)」の項で、「地方公務員の労働基本権の在り方については、地方公務員制度としての特性等を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進める」と言及している。

「地方公務員制度としての特性等を踏まえ」と「全体像」でも触れているとおり、地方公務員の労働基本権については、住民生活に密着した事務を担っている性質上、国家公務員と同様に考えることはできない。そこで本会の意見では、慎重な制度設計を求めるとともに、給与等の勤務条件について団体協約の締結を認める場合の考え方を示した。

地方公務員の労働基本権の在り方に関する考え方

本会意見

地方公共団体は、国とは異なり住民生活に密着した多様な行政事務を担っていること等を踏まえ、地方公務員の労働基本権の在り方について、単純に国家公務員と同様に考えることなく、地方公共団体の実情を十分踏まえた検討が必要と考える。

仮に、給与等の勤務条件について団体協約の締結を認め

ることとする場合については本会の考え方は下記のとおりである。

記

1. 現行法では、地方公務員の給与等の勤務条件については、住民代表としての意思決定機関である議会による審議、議決を経て条例で定めることとしているが、労使間の交渉に基づく団体協約の締結を認めることとする場合においても、最終的な勤務条件の決定については、住民代表としての議会に委ねることとし、現行法と同様、条例で定めることとすべきである。

2. 地方公務員の給与等の勤務条件について、住民の理解

・支持を得るためには、国家公務員や他の地方公共団体の職員、民間事業者の給与等との均衡の観点からの検討が不可欠である。
均衡の観点からの検討のためには、国家公務員や他の地方公共団体の職員の勤務条件、民間給与の実態などについての客観的な指標が必要であり、この客観的指標の作成についての手立てを講じるとともに、議会が当該条例を審議するに際しては、これら客観的指標の添付を義務付けることとすべきである。

平成23年5月11日

全国市議会議長会

全国都市の特色ある施策集 本年9月末に刊行へ

全国市議会議長会

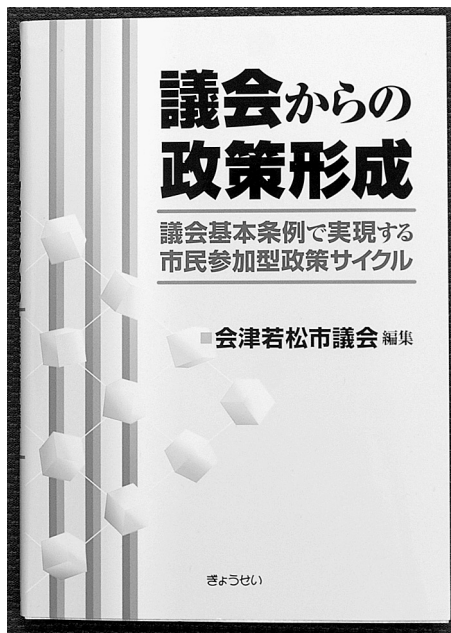
この度の東日本大震災により、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方々、避難生活を余儀なくされている方々へ、謹んでお見舞い申し上げます。

全国市議会議長会は、本会編集の「平成23年度版 全国都市の特色ある施策集」とづくり・まちづくり～明日への挑戦～」の刊行及び本会ホームページによる公開の時期につきまして、本年9月末にいたしました。

当初の予定では4月末としておりました施策集ですが、現在におきましても東日本大震災による影響が広い地域にわたっており、その全容も未だ判明していないことを鑑み、今一度本書に寄せられました施策の状況につきまして確認させていただいたため、刊行等の時期を延期させていただいたものです。

この度の本書の刊行につきましては、細心の注意を払って取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。本書の刊行のご案内につきましては、近く全市区の議会事務局の方へ発送いたします。

なお、本書へご寄稿いただきました499市区には、調査票を同封いたします。この調査票により、東日本大震災の影響で本書へご寄稿いただきました施策を削除する等につきまして、499市区よりFAXにてお知らせさせていただきたく存じます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。



議会基本条例をまちづくりのためのツールとして活用しながら、「市民との意見交換会」「広報聴取委員会」「政策討論会」を通じて「市民の負託に応える合議体たる議会づくり」を進めている会津若松市議会。平成20年6月に議会基本条例を制定して以降、会津若松市議会では市民の声を聞きながら、様々なテーマについて問題分析を実施するとともに論点を整理し、結論を導き出してきました。

これまでに取り組んできたテーマは「水道事業の第三者委託」「議員活動、議員報酬等の仮説モデル」など。今号では個別事例として、議員報酬や議員定数に関する取り組みについて紹介します。

議会からの政策形成

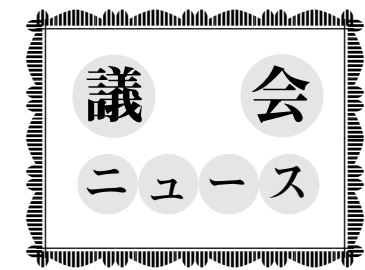
【下】

会津若松市議会が目指す市民参加型政策サイクルとは

議員報酬などについて 議会で報告書まとめる 削減ありきを避け検討

平成22年12月2日に初日を迎えた会津若松市議会の12月定例会。本会議が散会したのち開かれた「政策討論会全体会」の場で、「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」に関する最終報告について議論した結果、▽議員報酬▽年間750万円▽議員定数▽30人▽政務調査費▽月額1人あたり3万5000円▽と、いずれも現行どおりとする内容の報告書が賛成多数で可決されました。

この報告書のテーマ設定については、20年8月に開催した「市民との意見交換会」により、市民から寄せられた数



々の貴重な意見を反映したものです。20年度は、議会基本条例が6月議会で制定された年。このため原則として5月と11月に市民との意見交換会を開催するところ、20年度は8月と翌年2月に開催するという変則的な形式となりました。

20年8月に開かれた意見交換会では、議員定数や報酬、政務調査費に関し、会津若松市が置かれている厳しい財政

議員報酬据え置き

第28回委員会で取りまとめられたのち、12月2日の全体会で可決された「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」に関する最終報告。検討にあたっては①議会活動②議員活動③議員報酬④政務調査費⑤議員定数——の5項目を対象としたほか、5項目の相互関係を「全体最適性」の観点から総合的に検討することとしました。

「議会活動」については、まず活動範囲の定義が必要となります。会津若松市議会では、活動の範囲を「図表①」のとおり「A」と「B」に分類しました。「A」は地方自治法に規定される本会議・委員会。「B」は同法第100条第12条に基づく、いわゆる協議・調整の場を含め得る会

況の観点から、それぞれについて削減や見直しを求める声寄せられました。しかしながら一方、「議会基本条例」「市民との意見交換会」への評価と相まって、今後の議会運営や議員活動に対し期待を寄せる声もありました。市民からの「叱咤と激励」を踏まえた場合、議員定数や報酬、政務調査費については、財政状況を勘案した検討が求められるものの、当初から削減ありきという検討は避けるべきと会津若松市議会では判断しました。議会基本条例を踏まえ、今後の議会・議員活動のあり方を見定めながら、検討を進めていくことが必要と考えたのです。

「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」については、20年10月に開催された会津若松市議会政策検討会全体会において、検討すべきテーマとして設定されました。さらに同年12月の全体会において、具体的な検討については、政策討論会のうち「議会制度検討委員会」で検討することとしました。

同委員会では21年1月に第1回委員会を開催して以来、最終案を取りまとめた22年11月まで28回に及ぶ委員会を開き、検討を進めました。

討することとしました。

「議会活動」については、まず活動範囲の定義が必要となります。会津若松市議会では、活動の範囲を「図表①」のとおり「A」と「B」に分類しました。「A」は地方自治法に規定される本会議・委員会。「B」は同法第100条第12条に基づく、いわゆる協議・調整の場を含め得る会

議。特に「B」については、事実上会議と観念される場をすべて抽出しました。

次に「議員活動」については、報酬の支給根拠を明確とするため、議員の職務を自治事務と位置付けました。議員報酬は議員活動という職務の対価と定義されるため、役割の内容を「活動範囲」「活動量」の2面で捉えることとしました。議員の活動範囲を公的支援と公務性の観点から、

【2面から続く】

役務の仮設モデルとして分類したものが「図表②」となります。「領域A」は法的な議会活動、「領域B」は自治法上の協議・調整の場、「領域C」は「領域A B」に付随する活動。議員職務として位置付けました。「領域X」は市民要望・相談や市主催の行事などを議員職務としています。

「活動量」については、議員活動の日数モデルを算出しました。前述の「領域A B C X」の4領域を整理し、さらに議員活動としての「活動項目」を抽出。それぞれの活動項目について検討結果を積み上げていきました。21年10月

の中間報告の段階では、19年度の活動実態をベースとして労働時間数を算出したところ、年間1478時間(1日8時間換算で185日)という結果が。その後、修正が施され年間1354時間(同169日)となりました。

この「活動量」は報酬額算出の重要な基礎データ。同じ公選職の市長が活動日数にして345日、給与月額が108万円であったため、市長給与を按分し算出された額に期末手当を加えた議員報酬の年額は770万円。しかし市の財政状況を勘案し、最終的に現行どおりの750万円とする結論を導き出しました。

図表① 会津若松市議会における議会活動の範囲(現状)

- ◆A 法律に定められている「本会議・委員会」(地方自治法第96条～第102条の2)
 - ① 本会議
 - ② 常任委員会(4委員会)
 - ③ 特別委員会(決算)
 - ④ 議会運営委員会
 - ⑤ 議員の派遣(福島県議長会研修会等)
- ◆B 議案の審査又は議会の運営に関する「協議又は調整の場」(地方自治法第100条第12項に基づき議会活動に含め得る場)
 - ⑥ 議員全員協議会
 - ⑦ 各派代表者会議 ※議会基本条例
 - ⑧ 広報広聴委員会 ※議会基本条例
 - ⑥～⑧「会津若松市議会会議規則に規定」平成20年9月定例会一部改正
 - ⑨ 常任委員会協議会(4委員会)
 - ⑩ 政策討論会(4分科会) ※議会基本条例
 - ⑪ 政策討論会(全体会) ※議会基本条例
 - ⑫ 政策討論会(議会制度検討委員会) ※議会基本条例
 - ⑬ 市民との意見交換会(地区別) ※議会基本条例
 - ⑭ 市民との意見交換会(分野別) ※議会基本条例
 - ⑮ 議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会 ※議会基本条例

市議会は言論の府

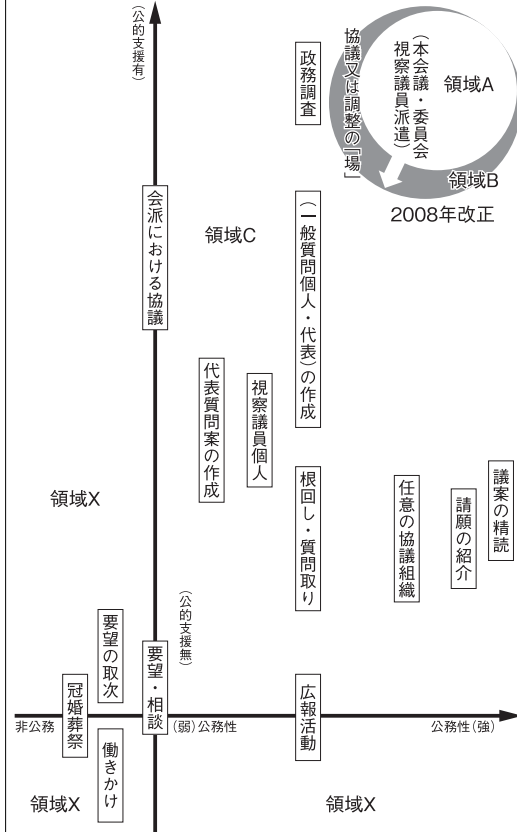
本紙では2回にわたり、会津若松市議会の取り組みを紹介してきました。この取り組みを総括しますと、市議会は市民から選ばれた人達で構成された、住民の意思を代表する機関です。ゆえに、市民の

負託に応える重責を担っています。しかし、一部のマスコミなどでみられる昨今の議会改革の風潮は、議員の定数や報酬の削減へ傾倒しているように思えてなりません。このようなことが世論となり、市民の議会に対する目を厳しくしていると考えます。では、地方自治の発展に寄与する議会の役割を、どう捉えているのでしょうか。

議会には、厳しい財政状況にある予算を冷静にみつめ、執行部の取り組みを監視し評価することや、市民や事業者の市政参加に力を尽くしています。加えて今、議会は政策面での機能強化が求められており、議員・委員会提案による政策的条例の制定に一層の期

待が寄せられています。4月28日に改正自治法が成立し、議員定数の上限が撤廃されることとなった現在、議会には必要な議員数について、議会自らが判断せねばなりません。判断の結果、議員定数を削減する道を選ぶ議会もあるでしょう。しかし議員定数を削減したことにより、議会の機能低下を招く事態だけは避けねばなりません。市民の負託に応えうる機関として議会は、自らの責務を果たしうる姿を見出す必要があります。議員数のあり方については、慎重な判断が求められているといえます。報酬についても、議会の構成員たる議員の役割が重くなれば重くなるほど、責務に応じた保証が必要であって然るべきといえるでしょう。

図表② 議員の活動を公的支援と公務性から見た場合



(財) 地方自治総合研究所 田口一博氏作成「議員の活動を公的支援と公務性から見ると」【自治総研2008年10月号】の図に加筆・修正して作成

また、会津若松市議会は議員定数や報酬などに関し、市民との意見交換会を活用して取り組んできました。取り組みの軌跡は「議会からの政策形成」と銘打ち、会津若松市議会の編集により書籍として取りまとめられました。書籍として刊行した意義は大きいといえます。書店に並ぶ書籍が市民のみならず多くの国民の目に留まることになれば、議会改革の取り組みを広くアピールすることになります。

そして同時に、会津若松市議会の議会改革に掲げる「市民参加型政策サイクル」の考えが、他市にも広がりを見せていくことになると確信します。今こそ議会の底力を発揮し、その成果を市民へ示せば議員定数・報酬についても、市民の理解が広く得られるものと信じます。【本紙取材】

平成22年度の意見書・決議の議決状況

【 】内は小計

件名	意見書	決議	件名	意見書	決議
【税・財政】	【 373】	【 4】	【公害・環境保全】	【 93】	【 4】
○子ども手当の全国国庫負担など	160	—	○容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定	24	—
○地方財政の充実強化	88	—	○すべての石綿健康被害の早期救済と万全な対策	13	—
○子どもの読書活動を推進するための予算確保	52	—	○石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設、じん肺根絶の抜本的な対策	9	—
○その他	73	4	○大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の1日も早い解決	8	—
【地方行政・議会・選挙】	【 320】	【 34】	○その他	39	4
○永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対、慎重な対応	158	3	【建設・運輸・郵政・国土保全】	【 250】	【 19】
○国として直接地方の声を聞く仕組みの保障	41	—	○道路の早期整備、財源確保	20	—
○地方議会議員年金制度の廃止	16	6	○郵政民営化のさらなる推進	15	—
○地方分権に対応する地方議会の確立	14	—	○安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続	15	—
○その他	91	25	○公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築	14	—
【医療・保健衛生】	【 878】	【 8】	○その他	186	19
○子宮頸がん予防ワクチンの公費助成など予防措置の推進	188	2	【労働・商工】	【 651】	【 4】
○脳脊髄液減少症の診断・治療の確立	89	—	○公共投資の推進による景気対策や新たな経済対策の早期実施	97	—
○国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額	88	—	○切れ目ない中小企業支援及び金融支援策	69	—
○ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策	75	—	○未就職新卒者の支援策実施	58	—
○ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化	75	—	○改正貸金業法の早期完全施行等	51	—
○機能的低血糖に係る国の取り組み	36	—	○若者の雇用創出と新卒者支援の充実	47	—
○保険でより良い歯科医療の実現	36	—	○地方経済の活性化策	34	—
○B型、C型肝炎などのウイルス性肝炎患者の救済	35	—	○最低賃金法の抜本改正	32	—
○B型肝炎問題の早期全面解決	34	—	○公契約に関する基本法の制定	32	—
○医師・看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める	27	—	○自営業者の自家労働を必要経費と認める	30	—
○その他	195	6	○その他	201	4
【教育・文化】	【 602】	【 12】	【警察・防災・消防】	【 95】	【 10】
○30人以下学級など少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持、新たな「教職員定数改善計画」策定、教育予算の拡充など	241	—	○小規模グループホームの防火体制強化	54	—
○発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童・生徒のためのマルチメディアデザイン教科書の普及促進	56	—	○取り調べの可視化	16	—
○私学助成の増額と拡充	47	—	○その他	25	10
○幼児教育の無償化	27	—	【外交・防衛・国際関係】	【 491】	【 85】
○教員免許更新制の存続	22	—	○核兵器の廃絶と恒久平和の実現	224	2
○その他	209	12	○尖閣諸島付近海域での中国船衝突事故に対する日本政府の毅然とした態度などを求める	79	9
【農林・水産】	【 855】	【 6】	○ロシア大統領の北方領土訪問に対し抗議・毅然とした外交姿勢を求める	32	1
○T P P（環太平洋戦略的経済パートナーシップ協定）交渉参加反対・慎重な対応	273	—	○非核三原則の法制化	28	1
○米価の大暴落に歯止めをかける緊急対策	88	—	○その他	128	72
○口蹄疫対策の充実	49	2	【社会・くらし】	【 785】	【 10】
○E P A・F T A推進路線の見直し・反対	41	—	○介護保険制度の抜本的な基盤整備	121	—
○農業農村整備事業の予算確保	36	—	○選択的夫婦別姓制度の導入反対	117	—
○食品表示制度の抜本改正	34	—	○現行保育制度の維持・拡充など保育制度・子育て支援の充実	91	1
○生産性の高い競争力に富んだ農家の育成	34	—	○U R賃貸住宅を公共住宅として継続・発展させ、居住者の居住安定策の確立	58	—
○免税軽油制度の継続	30	—	○完全な地上デジタル化放送の実施に向けた円滑な移行策	47	—
○その他	270	4	○児童虐待を防止するための親権制限	44	—
			○家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長	28	—
			○その他	279	9
			【その他】	【 144】	【 36】
			【総合計】	【5,537】	【 232】

※各市議会から任意に提出された平成22年中の意見書・決議をもとに集計